

保護者 様

インフルエンザ罹患後の療養報告について

さかい保育園
園長 櫻井茂子

お子さんは、インフルエンザのため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。インフルエンザの登園再開のめやすは下記のとおりです。

<インフルエンザの登園再開のめやす>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、登園許可書の提出が必要となります。)

.....

保護者が記入

施設長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日 (診断型：A型 B型 不明) ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 年 月 日
(登園再開には下記の「登園再開のめやす」1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印

保護者 様

インフルエンザにおける登園のめやすについて

群馬県医師会
群馬県教育委員会

インフルエンザの流行の時期となりました。保育園においては、園児がインフルエンザに罹患した後、登園を再開する際には、医師の登園許可書を提出して頂くことになっております。今冬におけるインフルエンザ流行期において医師の診断により発症から5日を経過し解熱後3日を経過してからの登園となります。次回流行期以降の扱いにつきましては改めてお知らせ致します。子どもの症状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園して頂くようお願い致します。インフルエンザの登園再開のめやすは下記のとおりです。

インフルエンザの登園のめやす

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後3日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて3日を経過した日となります。

登園のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱				登園可能				
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱									解熱

※ 「発症した後5日」、「解熱した後3日」のどちらか一方のみを満たした状態では登園のめやすは満たせません。登園再開には、両方を満たす必要があります。